

# 9. 中学校社会科における環境教育の考え方と実際

茂木喬

## 1 環境教育の基本的な考え方

環境とは、われわれ人類を取り巻き、人間の生活にかかわって直接、間接の影響を及ぼす一切の外的諸条件を指している言葉である。今日、科学技術の急激な進歩と産業活動の急速な発展は、単に一地域における公害問題などに止まらず、広く地球規模での深刻な環境問題を生み出すに至っている。このような中で、われわれは、物資やエネルギーの生産をはじめとする人間の諸活動と良好な自然環境や社会環境の保全・創造との調和をいかにして実現していくことができるかについて、緊急にして切実かつ真剣な対応を求められている。

これに対処するためには、われわれ一人一人がかけがえのない自然や適切な生活環境の価値についての認識を高めるとともに、人間と環境とのかかわりに関する理解を深め、環境に配慮した生活をし責任ある行動をとるとともに、環境問題を引き起こしている社会経済の仕組みやその背後にあるものの考え方などをも解明し、それらを環境への配慮を踏まえたものへと改善・変革していく努力が肝要なものとなる。

ここに環境教育の必要性が生じる。全人類の一人一人が環境問題を解決していくために必要な能力と態度とを身につけるようにする上で、重要な役割を果たすものとして、学校教育における環境教育の働きが大きくクローズ・アップされるようになってきたのである。

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議では、「環境教育の目的は、自己を取り巻く環境を自己のできる範囲内で管理し、規制する行動を、一歩ずつ確実にすることができる人間を育成することにある。」という理念が打ち出された。また、1975年にベオグラードで開催された国際環境教育会議において採択されたいわゆるベオグラード憲章では、個人および社会集団が具体的に身に付け、実際に行動を起こすために必要な目標として、①関心：全環境とそれにかかわる問題に対する関心と感受性を身に付けること。②知識：全環境とそれにかかわる問題及び人間の環境に対する厳しい責任や使命についての基本的な理解を身に付けること。③態度：社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲などを身に付けること。④技能：環境問題を解決するための技能を身に付けること。⑤評価能力：環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的・政治的・経済的・社会的・美的、その他の教育的見地に立って評価できること。⑥参加：環境問題を解決するための行動を確実にするために、環境問題に関する責任と事態の緊急性についての認識を深めること。の6項目が示されている。

これらを踏まえて、1991年には文部省から『環境教育指導資料（中学校・高等学校編）』が発行されたが、その中で、環境教育とは、「環境や環境問題に関する関心・知識をもち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上にたって、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力、判断力を身に付け、より良い環境の創造活動に主体的に参

加し環境への責任ある行動がとれる態度を育成する」ことであるという考え方を示している。

この考え方の中で、環境教育の基盤を成す部分とされているのは、環境や環境問題にかかわる関心や知識の育成であり、また、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の形成・深化である。人間がいかに環境に依存した存在であるかということ、人間の生存や生活がかけがえのない地球を舞台として営まれていること、自然の生態系や生命・物質の連鎖・循環のシステムを破壊することは人類の滅亡につながってしまうということ、これらの根本的な事実及びそれにかかわって生じている現代人類社会の問題点についての知識や理解を深め、その上に立って環境問題を解決していくための能力や態度を育成することこそが、環境教育の基本的なねらいとするところなのである。

## 2 中学校教育における環境教育

### (1) 学校教育全体を通じての取組

環境問題を解決する、あるいは環境を保全し改善するための取組は、すべての人にとって避けて通ることのできない課題であり、したがって、今後、すべての人にとっての生涯学習の大きな課題であると言える。このことから、中学校における環境教育は、環境にかかわる生涯学習の一環であり、かつその基礎的な部分を担うものとして位置付けられる必要のあるものであり、また、小学校の学習における成果を踏まえつつ生徒の発達段階に即して行われる必要なものなのである。

そもそも環境問題というものが持ち上がってくる根本的な原因として認識されなくてはならない事柄は、自然環境と人間の諸活動との間の調和・均衡の喪失ということであり、さらには人間の欲望の無限なる展開とその舞台となる自然環境との間の摩擦・矛盾ということである。また、環境教育においては、環境問題を解決していくために必要な能力や態度を育成することが重要な目標となるが、環境問題の解決に向けて考え方かつ行動していくための基盤として要請されるものの見方考え方とは、われわれ一人一人の人間の生命が自然界を流れる大いなる生命現象の一環を成すものであるという認識であり、われわれ人間が「かけがえのない地球」という唯一無二の舞台の上で生活と文化の向上を図っていくためには自然との共存ということがもっとも基本的な条件になるという認識であり、人間の生活における「真の豊かさ」に関する総合的な思考・判断であり、欲望の充足と幸福の実現との相互関係にかかわる哲学的な思考・判断である。

これらの根本的な認識や思考を培うことは、もちろん、独り特定の教科等に委ねられるべき事柄ではない。環境問題の解決・改善という大きなテーマに関する生涯学習の一環としての、また自然と人間にに関する総合的かつ根源的な認識を培うことを基本的な目標の中に含むものとしての中学校における環境教育は、すべての教科等とのかかわりを持つものであり、それら相互の連携を図りながら総合的かつ相互関連的に取り組まれなければならないものである。したがって、中学校における環境教育は、文字通り中学校の教育活動全体を通じて位置付けられるべきものであり、また、その教育成果を上げるためにには、教師全員が環境問題の重要性を強く意識して指導内容・指導方法等に関する検討を行い共通理解に達していくための努力を積み重ねることが必要とされるものなのである。

## (2) 各教科等における環境教育

中学校における環境教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるべきものであり、すべての教科等においてそれぞれの性格や目標に即して展開されるべきものである。

国語においては、人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つような教材を取り上げる中で、環境問題に触れることになるであろう。社会科においては、主として経済・社会問題とのかかわりの中で、環境問題を取り扱うことになるであろう。数学においては、自然や生命、人口や資源、生産や消費などとのかかわりの中で事象を数理的に考察する能力を高めようとする際に、環境問題についても考察する機会が生じてくるであろう。理科においては、主として自然の事物・現象や科学技術と人間生活とのかかわりという観点から、環境問題を取り上げることになるであろう。音楽や美術においては、人間の生活環境を美しいものにしていくための感性や情操を豊かに養うという観点から、環境教育が展開されることになるであろう。保健体育においては、健康に適した環境の維持や改善を図る能力と態度を育てるという観点から、環境教育が展開されることになるであろう。技術・家庭においては、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力や態度を育てるという観点から、環境教育が展開されることになるであろう。外国語においては、世界や我が国の生活や文化についての理解を深め豊かな心情を育てるような教材を取り上げる中で、環境問題についても考察する機会が生じてくるであろう。道徳においては、自然を愛し、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深め、かけがえのない自他の生命を尊重するようにすることを取り扱う中で、環境教育が展開されることになるであろう。特別活動においては、主として健康で安全な生活態度や習慣の形成といった観点から、環境教育が展開されることになるであろう。

これらの各教科等において展開される環境教育の中では、同一の事象が教材として重複して取り上げられる場合が生じる可能性もある。しかし、このことは、生徒に同一の学習を反復して行わせるという意味での単なる重複にはつながらない。環境あるいは環境問題という複雑な事柄にかかる事象については、各教科等において、それぞれの特性を生かした環境教育の観点から、多面的に取り扱われることが必要なのである。

学校教育全体を通じての取組が求められる環境教育に関しては、各教科等における展開の中において、それぞれの教科等で学習した内容を相互に関連付け、環境あるいは環境問題に関する事象について総合的に把握し多面的に考察していく能力や態度を培うようになることが求められるのである。

## 3 社会科における環境教育の内容

### (1) 各分野における環境教育

社会科における環境教育にあっては、社会問題としての環境問題について着目させるとともに、自ら考え、その解決に向けて努力しようとする能力や態度を育成することが主眼となる。

学習指導要領の地理的分野においては、内容の「(1) ア 人々の生活と環境」において「世界の諸地域における人々の生活とその変化の様子を自然及び社会的条件と関連付けて大観させ」ること、同じく「(2) ウ 日本の諸地域 (ア) 自然と人々」において「自然と人々の生活の関係が人間の活動によって変化していることに着目させる」こと、「(2) ウ (イ) 産業と地域」に

おいて「資源の開発や産業の動向が地域の人々の生活と深くかかわっていることに着目させる」こと、「(2) ウ (ウ) 住居と生活」において「都市化や国際化の進展が人々の生活に及ぼす影響に着目させる」ことなどが示されており、これらの部分において環境と人々の生活について考え方をさせる環境教育が展開されることになる。

歴史的分野においては、学習指導要領の内容の「(7) エ 近代産業の発展と社会の生活の変化」において「社会問題が起こったこと、都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じてきたことに着目させる」こと、同じく「(9) 現代の世界と日本」において「経済や科学技術の急速な発展とそれに伴う国民生活の変化について着目させる」ことが示されており、これらの部分において、経済や科学技術の分野において近代化が急速に進行する中で、社会問題としての公害・環境問題が生じてきたことについて理解させ考えさせる環境教育が展開されることになる。

公民的分野においては、学習指導要領の内容の「(2) イ 国民生活と福祉」において「国民生活の向上や福祉の増大を図るために公害の防止など環境の保全が必要であることを理解させる。その際、個人や企業などの社会的責任について考えさせる。また、これらに関し国や地方公共団体が果たしている役割を取り上げ」ことが示されており、これに基づいて、都市化や産業構造の変化などの社会の変化と関連させながら、社会問題としての環境問題について着目させ、理解させるとともに、自ら考え、その解決に向けて努力しようとする能力や態度を育成する環境教育が展開されることになる。

## (2) さまざまな環境問題

現在の社会科では環境問題というとらえ方がなされているが、以前はどちらかというと公害問題というとらえ方が主流であり、明治時代の足尾銅山鉱毒事件や1960年代後半からの4大公害裁判を取り上げたり、旧公害対策基本法の規定に関連して理解を深めさせるといった事柄が社会科における環境教育の中心であった。

旧公害対策基本法においては、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7種のものが「公害」として規定されていたため、いきおい、社会科の環境教育においてもこれらの公害現象について取り上げることが基本となる傾向が見られた。

現実には公害対策基本法で定められた7大公害について、大都市地域を中心とした光化学スモッグや閉鎖性水域における富栄養化現象、廃棄物処理場における汚染物質の侵出等、まだ問題の解決を見るには程遠く、一層の環境保全対策の充実・強化が求められる面もある。

一方、1970年代からは日照権、眺望権、親水権、嫌煙権などのいわゆる環境権も主張されるようになり、自然環境の保全と社会生活における快適環境の確保を求める動きが広まった。

こうした、公害問題への対応という観点から、環境の保全と改善という幅の広い受け止め方への転換の中で、環境問題についても、従来の7大公害を中心にとらえる行き方から、自然環境と社会環境との両面にわたって広くとらえる考え方が主流となり、いわゆる公害の輸出のような国際的な問題から、交通公害等を含む都市公害、飲料水の質の低下をも含む食品公害や過剰包装をも含む廃棄物問題等の生活の中に入り込んできている公害まで、さまざまな事柄が取り上げられるようになり、90年代にかけては、地球の温暖化、オゾン層の破壊、野生生物種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、酸性雨（霧）、海洋汚染など地球規模の環境問題も大きくクロ

ーズアップされるようになった。

### (3) 環境問題への対応

我が国においては、1960年代に公害問題が激化する中で反公害の世論や住民運動も高まり、1967年の公害対策基本法の制定に見られるように行政の対応も推進され、企業の側でも公害防止に力を入れるようになってきた。

1970年代になると、環境保全や快適環境の保障を目指す環境権の主張も強まり、1972年の我が国における環境庁の設置や、同年の国連人間環境会議における「人間環境宣言」の採択、国連における国連環境計画（ＵＮＥＰ）の設置などもあって、環境について従来の公害対策という視点よりも広い視野に立って、また環境について国際的な視点からも考察し協力しあうという方向での展開が進み、人間を生態系の中の一要素と位置付けて、人間の利害だけにとらわれず、生態系全体を守っていこうとするエコロジー（生態学）を基盤にした考え方も広まった。

1980年代後半からは、国連・環境と開発に関する世界委員会の提言などを受けて、将来の世代が享受する利益を損なわない範囲内で現在の世代が環境を利用していくこうとする「持続可能な開発」の考え方が、環境と開発にかかわる基本的な視点として捉えられるようになった。

1992年には国連環境開発会議（地球サミット）によって環境と開発に関するリオ宣言や人類の行動計画としてのアジェンダ21、気候変動枠組条約、生物多様性条約等が制定され、これらをも踏まえて我が国では1933年に公害対策基本法に代わる環境基本法が制定され、環境基本計画に基づく各種施策の総合的計画的推進など従来よりも一層広い視野に立った環境保全行政が展開されることとなった。

環境基本法においては、環境保全行政に関する国や地方公共団体の責務のほか、事業者についての、製品が廃棄物化した際の処理に関する措置を含む環境保全のための責務、国民についての、環境の保全に自ら努めるとともに環境保全行政に協力する責務などが定められている。しかし、環境アセスメントについては推進をうたっているものの法制化はされておらず、環境税等の課税措置も講じられていないなど、今後の課題も残されている。

このような中で、われわれは、地球規模で考え方元から行動する（Think Globally, Act Locally.）姿勢を基に、身近な地球における環境の保全や改善について、また日常の生活の中における環境問題への具体的な取組に向けて考え方行動する必要がある。行政的な面では、公害防止事業費事業者負担法、無過失賠償責任法、製造物責任（PL）法、エコマーク等も制定され、生産の面においては、事前のアセスメントや生産の過程における省資源・リサイクル、地球にやさしい商品の開発などの動きが進みつつあり、消費生活の面においても、省資源、省エネルギー、物資のリサイクル等、地球にやさしいライフスタイルの追究が展開されてきている。

社会科学習においては、地球や生活とかかわらせながら様々な角度から環境問題について取り上げ、環境問題に対する関心・意欲を培い、主体的な思考を通じて事象に多面的に迫るとともに総合的かつ合理的に判断・行動して環境の保全と改善に貢献していく能力と態度とを養うようにすることが大切である。

## 4 社会科における環境教育の指導上の留意点

### (1) 基礎・基本の徹底重視

我々の生存と生活にかかわる環境にどんな問題が生じているのか、それはなぜ、どのようにして生じてきた問題なのか、その問題を解決するにはどのようなことが必要となるのか、そのために自分たちの生活の中でなし得ることとしてはどのようなものがあるのかなど、環境問題に関する基礎的・基本的な事柄についての理解を徹底させることが重要である。そのことを通じて、環境問題にかかわる関心や意欲、能力や態度も培われていくのである。

その際、人間中心的な見方だけに終わらないで、生態系に関する理解を踏まえつつ、かけがえのない地球の上における人間と自然との関係や、そのるべき姿、真の豊かさと幸福、などに関する広い視野に立ったものの見方や考え方を育てるようにすることが大切である。

### (2) 指導内容の体系化

中学校の社会科においては、小学校における学習及び中学校の他の教科等の学習の成果などを踏まえながら、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要がある。

第1・2学年時における地理的分野においては、日本及び世界の各地における人々の生活と環境について、同じく歴史的分野においては、科学技術と産業経済の発展に伴う国民生活の変化について、都市化や国際化の進展とも関係した環境問題の発生や経過、現状などを取り上げて学習が展開されることになる。その上に立って、公民的分野においては、国民生活や福祉の向上を図るまでの課題として、環境にかかわる人権や社会問題としての環境問題などを取り上げて学習が展開されることになる。したがって、公民的分野においては、環境問題の地域的側面や歴史的側面をも踏まえながら、総合的な観点から環境学習を展開する必要がある。

環境問題がいつ、どこで、なぜ発生し、どのような経過をたどって、現在どのような状況にあるのか、また、環境問題を解決していくためには、どのようなことが必要であるのか。これらの事柄について、限定された時間の中で効果的に理解させ、考えさせるためには、指導内容を精選するとともに体系化していく試みが是非とも必要になってくる。

例えば、目標の明確化、生態系あるいは自然と人間といった基本的な事柄に関する認識、地域環境から地球環境に至るまでの幅の広い視野、行政、企業、住民など様々な角度からの考察、自然環境及び社会環境への配慮、アメニティや豊かさに関する考え方などが、指導内容の体系化に当たってのキーワードの中に入るであろう。

### (3) 適切な指導計画の作成

#### ① 他教科等との関連

環境教育は学校全体を通じての取組が必要とされるものであることから、社会科における環境教育の指導計画の作成に当たっては、他の教科等や小学校における環境教育との関連を図ることが大切である。特に、理科については生態系に関する理解との関連で、家庭科については身近な暮らしの中における環境保全・改善のための具体的な行動との関連で、道徳については自然への愛や畏敬の念を深め生命を尊重する豊かな心情を育てることとの関連で、特別活動に

については環境の保全・改善に関する生活態度や習慣の形成との関連で、かかわりが深い。

② 適切な課題を設けて行う学習との関連

中学校社会科においては、生徒の主体的な学習を促し、社会的事象に対する関心を一層高めるため、適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすることが求められている。環境の保全・改善を図るためにどうしたらよいかということなどは、適切な課題を設けて行う学習のテーマとしては格好のものということができる。各分野において、環境にかかる事項の再編成を行うなどの工夫をしながら、課題学習を展開する試みが期待されるところである。

③ 資料等の活用及び作業的、体験的な学習の重視

中学校社会科においては、指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮することが求められている。環境問題に関する学習にとっては、これらの学習活動の展開が深い関連を持つものであるとともに、関心や理解を深める上で大きな意味を持つものである。そのため、新聞、読み物、地図、統計などの資料を適切に活用するとともに、観察や調査の活動もできる限り取り入れ、生徒がその結果を整理して的確にまとめ、表現するなどの活動を行うようにすることが求められる。

(4) 環境教育に関する評価

社会科における環境教育にあっては、社会問題としての環境問題について自ら考え、その解決に向けて主体的に取り組んでいこうとする能力や態度を育成することが大きな目標となる。

したがって、評価に当たっては、この目標に関してどの程度まで実現できているかを問うことになる。そのため、具体的な評価の観点及び評価規準としては、例えば、次のようなものが考えられよう。

① 環境問題への関心・意欲・態度

環境問題について関心を持つとともに自ら考え、意欲的に追究し、よりよい環境を実現していこうとする。

② 環境問題に関する思考・判断

環境の保全・改善にかかる諸問題について、様々な角度から主体的かつ客観的に考え、適切かつ公正に判断する。

③ 資料活用の技能・表現

様々な資料を適切に選択し活用して、環境問題について客観的に把握し考察するとともに、その過程及び結果を的確に表現する。

④ 環境問題についての知識・理解

環境問題にかかる基本的事項について理解し、それに関する知識を身に付けている。

**【引用文献・参考文献】**

- 1) 文部省『中学校学習指導要領』(平成元年3月、大蔵省印刷局)。
- 2) 文部省『中学校指導書 社会編』(平成元年7月、大阪書籍)。
- 3) 文部省『環境教育指導資料(中学校・高等学校編)』(平成3年3月、大蔵省印刷局)。